

地域活動センターとは

資料 3 - 5

地域活動センターとは、概ねつぎのようなものです。

1 趣旨・目的

つぎのような事業を行います。

自治会その他地域活動団体の活動拠点としての機能の強化を図るとともに、住民に対し地域に密着した行政サービス及び広く、かつ、身近に利用できる地域のコミュニティ形成の場を提供する

2 事業内容

つぎのような事業を行います。

- (1) 地域のコミュニティの形成のための企画調整等に関すること
- (2) 地域のコミュニティの形成に係る情報の収集及び提供に関すること
- (3) 地域活動団体の支援及び育成に関すること
- (4) 地域住民に密接に関わる行政サービスの提供に関すること
- (5) 地域活動センターの施設等の使用に関すること
- (6) 首長が必要があると認めた事業